出題のポイント（消費税法）

【第一問】－50 点－

問１（15 点）

消費税法上、国内において事業者が行った資産の譲渡等は消費税の課税対象とされている。

「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい、「資産の貸付け」には、有形資産を貸し付けるもののほか、無形資産に係る権利の設定といった他の者に資産を使用させる一切の行為を含むこととされている。

また、資産の貸付けが国内で行われたかどうかは、原則として、貸付けが行われる時における資産の所在場所で判定するが、船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものは、一定の場所（登録機関の所在地や貸付けに係る事務所の所在地等）で判定することとされている。

更に、国内において事業として対価を得て行われる資産の貸付けのうち、土地の貸付けや住宅の貸付けは非課税とされているが、貸付期間が一月に満たない土地の貸付けなど、一定のものは非課税対象から除かれている。

このように、「資産の貸付け」の範囲や、いわゆる内外判定の基準、資産の貸付けのうち非課税の対象となるものについて、正しく理解していることが実務においても重要であるから、これらを簡潔に述べさせることで、「資産の貸付け」に係る消費税法令の適用関係についての基本的な理解を問うものとした。

問２（35 点）

本問においては、還付申告のために事業者が行うべき手続き、非課税資産の譲渡等における輸出取引等の取扱い、いわゆる２割特例の適用を受ける課税期間の特定課税仕入れに係る申告の要否や公益法人における仕入税額控除の計算方法など、税務相談を受けることが想定されるであろう⑴～⑷の事例を設定の上、消費税法令の適用関係について、実務において必要な知識を問うものとした。

⑴　設備投資に係る課税仕入れの還付を受けるための手続きについて

⑵　外貨預金から生ずる利息について

⑶　特定課税仕入れに係る申告について

⑷　消費税法別表第三法人に該当する公益財団法人における仕入税額控除の計算について

【第二問】－50 点－

消費税の納付税額又は還付税額の計算に当たっては、課税資産の譲渡等の範囲、資産の譲渡等の時期や課税仕入れ等の時期、適用税率（軽減税率の適用対象）及び課税標準の算定に関する事項を理解するとともに、仕入れに係る消費税額をはじめとする各種税額控除等について幅広く理解し

ておく必要がある。

また、調整対象固定資産について、課税売上割合が著しく変動した場合や転用を行った場合に関する仕入れに係る消費税額の調整、仕入税額控除の制限を受けた居住用賃貸建物について転用を行った場合に係る消費税額の調整について、適用要件や計算方法を正しく理解しておく必要がある。

そこで、本問においては、不動産業及びスポーツジム事業を営む事業者を題材として、以下の事項を中心として、納付すべき（又は還付を受けるべき）消費税額を計算させることで、消費税法の総合的な理解度を問うものとした。

⑴　売上げについて課税取引、免税取引、非課税取引及び課税対象外（不課税）取引の判定を適正に行い、課税標準額に対する消費税額が正しく算出されているか。特に、役員への取引、外国大使館との取引、不動産の賃貸に関する取引及び土地収用に伴う補償金についての取引の判定ができているか。

⑵　課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、その他の資産の譲渡等にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとの区分を正しく行うことができるか。

⑶　仕入控除税額の計算に当たって、課税仕入れの範囲とその時期、適用税率、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置、個別対応方式及び一括比例配分方式による計算方法等について正しく理解しているか。特に、不動産の賃借に関する取引及び自動車の取得取引についての取引の判定ができているか。